

名古屋市犯罪被害者等支援条例(概要)

- ・犯罪とは、刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をいいます。(第2条)
※殺人等の故意犯だけでなく、交通事件等の過失犯についても犯罪に該当します。
- ・市、市民、事業者及び関係機関は二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければなりません。(第3条)
- ・「市」は、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保・育成を実施しなければなりません。(第4条)
- ・「市民」は、犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、地域社会で孤立させないように努めなければなりません。(第5条)
- ・「事業者」は、犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。(第6条)



市民のみなさんが、 安全で安心して暮らせる 地域社会の実現のために

この条例は、市の施策の基本となる事項を定め、被害者が必要とする施策を総合的に推進するとともに、被害者の心に寄り添い、権利利益を保護することを目的に作られました。市としての被害者への支援はもちろん、関係機関とも連携して支援させていただきます。

また、被害後に発生する二次的被害の発生防止のためにも、多くの方に犯罪被害について理解いただけるよう取り組んでまいります。

他人ごとではなく、社会全体で被害者が抱える様々な問題を解決していきましょう。



まずはお電話ください。

名古屋市犯罪被害者等 総合支援窓口

電話 **052-972-3042**

月～金曜日 8:45～17:30
(祝日・年末年始を除く)

FAX. 052-972-6453

E-mail. a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

総合支援窓口でお手伝いできること

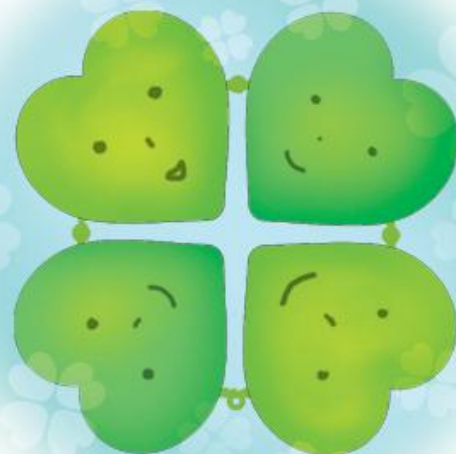
- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談におこたえします。
※面談は電話等での相談の上、必要に応じて予約制で行います。
- ・おひとりで不安な場合、区役所などへの手続きに同行します。
- ・ごいっしょに、本市の支援事業への申し込み受付を行い、支援を提供します。
- ・状況に応じて、関係機関をご案内します。

※この印刷物は再生紙を使用しています。

名古屋市の犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで
いっしょに考えさせてください。

犯罪被害者等 支援



ご相談をいただき、一定の要件に該当される方は、「経済的支援」、「日常生活支援」、「居住・その他支援」を受けることができます。
詳しくはお問い合わせください。

名古屋市

名古屋市公式ウェブサイト
「名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口」▶



経済的支援

◆支援金



犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、死亡した場合に30万円、重傷病等*の被害を受けた場合に10万円を支給

- ◆死亡、又は重傷病等*の被害
- ◆一定の費用を差し引いた現金・預貯金などの資産額が200万円未満である
- ◆自賠責保険(共済)の適用が受けられない
- ◆犯罪発生の日から1年以内の申請

◆見舞金



遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給

- ◆死亡の被害
- ◆約定通りに支払がなかった日から起算して、3か月以内に支払がない
- ◆上記状況から1年以内の申請

※重傷病等:全治1月以上の加療を要する被害(医師の診断書)、又は不同意性交等罪、監護者性交等罪の被害

日常生活支援

◆ホームヘルプサービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う(複数の居宅への派遣可能、合計78時間以内)

- ◆死亡、又は重傷病等*の被害
- ◆派遣先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内の派遣

◆配食サービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達(複数の居宅への配達可能、1日1回配達)

- ◆死亡、又は重傷病等*の被害
- ◆配達先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内で最大30日間

居住・その他支援

市営住宅のあっせん・目的外使用



犯罪等により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的又は一時的な市営住宅の提供

- ◆犯罪等により収入が減少し生計維持が困難
- ◆犯罪等により、居住し続けることが困難
- ◆市営住宅への入居資格を有する(あっせんのみ)

一時避難施設宿泊制度



犯罪等により身の危険がある、もしくは現在の住居に居住することが困難になった市民に、一時的な宿泊場所を提供

- ◆愛知県警察の一時避難場所の確保に係る公費負担制度を受けている

◆精神医療支援



犯罪被害により精神医療機関に受診した場合、医療費の自己負担分の半額を支給

- ◆受診者が市民
- ◆自立支援医療等の適用を受けていない
- ◆初診から1か月以内の医療費

- ◆印の付いた支援事業については、平成30年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。
- 支援事業ご利用にあたって、「名古屋市に住民票がある方」で「被害届が提出されているなど、被害事実が客観的に確認できること」が共通して必要な要件となります。
- 支援の対象となるのは犯罪被害者本人と、その被害者の家族・遺族及び親族(被害者の配偶者(事実婚等を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等)です。
- 同居の家族・親族間での犯罪については、基本的に適用できません。
- その他、支援事業ごとにいくつか必要な要件がございますので詳細については、まずは総合支援窓口にご相談ください。
- 支援事業をご利用いただく際には、総合支援窓口で申請手続きを行っていただきます。

犯罪被害(交通犯罪を含む)にあわれた方々をみんなで支えていきます。

市内の関係機関のご案内

さまざまな関係機関がお互いに連携協力して、支援に取り組みます。

愛知県警察 犯罪等の被害にあわれたら、まずは最寄りの警察署にご相談ください。

被害者サポートセンターあいち 相談専用TEL.052-232-7830
(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

犯罪(殺人、傷害、性犯罪等)や交通事故などにあられた方、ご家族等への支援活動(電話相談、カウンセリング、裁判所への付添など)を実施。

法テラス愛知(日本司法支援センター) TEL.0120-079714

刑事手続きに関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験・理解のある弁護士紹介、被害者参加人のための国選弁護制度などを実施。

名古屋地方検察庁(被害者ホットライン) TEL.052-951-4538

専用電話を設け、被害者支援員が、被害者の方からの被害相談や事件に関する問合せに対応。

愛知県弁護士会 TEL.052-203-1651

無料電話相談や、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一回限り、弁護士が無料で面談して手続などを説明する制度を実施。

名古屋地方裁判所 TEL.052-203-8918

犯罪被害者等への刑事裁判における優先的陪審の配属や、事件記録の開示・コピー、被害者参加制度などのご案内。

名古屋市民権者暴力相談支援センター TEL.052-351-5388

配偶者からの暴力被害者の保護のため、相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を実施。

自動車事故対策機構 名古屋支所(ナスバ) TEL.052-218-3017

自動車事故で、重度の後遺障害が残った方への介護料の支給や、交通通院などへの生活資金の無利子貸付や友の会の運営などを実施。

性暴力救援センター日赤なごや なごみ TEL&FAX.052-835-0753
(性犯罪・性暴力被害者支援窓口 全国共通短縮ダイヤル#8891)

24時間365日、性暴力被害者に対する相談・診療・緊急避難・検体採取など、医療・司法・行政・福祉・教育にわたる総合支援をワンストップで実施。

名古屋消費生活センター TEL.052-222-9671

多重債務等の消費生活に関する相談を実施。

愛知県犯罪被害者等支援条例と愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針

愛知県では、犯罪被害に遭われた方とご家族・ご遺族の方への支援の取組を、社会全体でより一層進めていくため、令和4年4月に「愛知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

また、令和5年3月には、県の犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、犯罪被害者等支援についての基本的な方針、施策、その他支援を推進するために必要な事項を定めた、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定しました。

この条例や指針に基づき、犯罪等により受けた被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、市町村や民間支援団体等と連携し、さまざまな支援を実施しています。

詳しくはそれぞれのQRコードより県民安全課Webページをご確認ください。

愛知県犯罪被害者等支援条例



愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針



愛知県犯罪被害者支援総合サイト

「愛知県犯罪被害者支援総合サイト」は、犯罪被害に遭われた方とご家族・ご遺族の方が求める支援施策を探しやすいように、窓口情報を案内するウェブサイトです。

また、犯罪被害者等支援に関わりたい方、犯罪被害者等支援に興味がある方に向けては、犯罪被害者等支援の現状や、支援に関係する団体・機関、早期援助団体支援員や学生ボランティアへの参加方法についてご案内しています。

詳しくは、右QRコードより愛知県犯罪被害者支援総合サイトをご確認ください。



《愛知県犯罪被害者支援総合サイト 管理運営》

愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人被害者サポートセンターあいち
TEL (052) 232-7834

貴方を支えてくれる人が、

きっといます



犯罪被害者支援



《お問合せ先》

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ TEL (052) 954-6176

(犯罪被害者等支援施策担当課)

E-mail kensin-anzen@pref.aichi.lg.jp

犯罪被害者等のための 総合的対応窓口や支援制度等のご案内



ひとりで悩んでいませんか。

お困りごと、不安なことなど、まずはお電話ください。

誰もが犯罪被害の当事者になる可能性があります。

犯罪被害者やご家族は決して特別な存在ではありません。

犯罪被害者やご家族の方々を支えるための愛知県の制度や、相談窓口などについてとりまとめたリーフレットを作成しました。



総合的対応窓口

犯罪の被害に遭うと、被害者やそのご家族、ご遺族には、司法手続への不安や精神や身体の不調、日常生活への不安など、生活のあらゆる場面で問題を抱える可能性があり、それらの問題に対して、どのように対処すれば良いのかわからないという状況が待ち受けています。

そのため、愛知県では、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族からの相談や問合せに対して、関係局や関係機関・団体等の支援制度に関する情報提供や相談を行う総合的対応窓口を設置しています。

愛知県総合的対応窓口

052-954-7545(ダイヤルイン)

相談時間：午前9時から午後5時15分まで
月～金（祝休日・年始年末は除く）



見舞金制度等

犯罪被害に遭われた方の経済的な負担等を軽減するため、見舞金等の制度を運用しています。

制度詳細については、右QRコードより県民安全課Webページをご覧ください。

申請用紙等についても同Webページからダウンロードできます。



1 愛知県犯罪被害者等見舞金

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

給付額	① 遺族見舞金 60万円 ② 重傷病見舞金 20万円 ③ 精神療養見舞金 5万円
給付対象者	① 犯罪行為により亡くなった犯罪被害者のご遺族であって、犯罪行為が行われた時に愛知県内に住所を有する第1順位遺族 ② 犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1ヶ月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された)を負われた犯罪被害者ご本人 ③ 特定の犯罪行為によって、精神疾患(療養の期間が3ヶ月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された)を負われた犯罪被害者ご本人

※殺人未遂、強盗、不同意性交渉等、不同意わいせつ、脅迫、人身売買（いざないも対象を含む）

2 愛知県犯罪被害遺児支援金

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児の方に対して、経済的負担の軽減を図るための支援金を給付します。

給付額 (いずれも1人あたり、1年に1回給付)	乳幼児及び小学校児童 1万5千円 中学校生徒 2万円 高等学校生徒 2万5千円
主な要件	○毎年、基準日(5月5日)時点において、愛知県内に住所を有していること ○愛知県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)の給付決定を受けていること

3 愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金

犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を助成し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための助成金を交付します。

助成額	一つの損害賠償請求につき、上限33万円
主な要件	○犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことについて、再提訴をした方 ○再提訴をした日において愛知県内に住所を有している方

4 愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度

殺人、傷害、性犯罪等の被害に遭われた方やご遺族の方を対象に、一定の条件を満たす場合に無料で弁護士から捜査手続や裁判手続等の法律問題に関する相談が受けられる制度がありますが、条件を満たさない場合は有料となります。そのような場合に「無料」で法律相談を受けていただけるよう、県がその費用を助成します。

助成内容	同一の犯罪被害につき1回、1時間まで (注)法律相談の内容は、刑事、民事の別を問いませんが、相談や交通事故事件の示談交渉を主とした相談を助成します。
主な要件	次の①～③に該当する方で、同一の犯罪被害における法律相談の費用について、法テラス等による同様の制度により支援を受けていない方(法テラスの同様の制度を受けることができる方は除きます) ①当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する犯罪被害者 ②犯罪被害者が死亡、傷害等の被害により意思表示ができない場合に、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する親族等 ③①の犯罪被害者が法律相談を委任した場合における親族等(民法上の法定代理人がいる場合は当該法定代理人を含む)

5 愛知県犯罪被害者等転居費用助成金

犯罪被害による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれなどにより、従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者やそのご遺族に対して、転居費用を助成します。

助成額	1事業あたり上限20万円(消費税及び地方消費税を含む)
主な要件	当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する犯罪被害者又は御遺族のうち、以下のいずれかに該当する方 ・犯罪行為による被害により、住居が滅失又は著しく損壊したために従前の住居に居住することができなくなった方 ・犯罪による被害を受けた場所が、住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難になった方

県営住宅関係

DV被害者世帯・犯罪被害者世帯に対し、県営住宅への優先入居を行っています。また、DV被害者の方は、県営住宅へ単身で入居することができます。

詳しくは、愛知県総合的対応窓口(052-954-7545)までお問い合わせください。